

横浜市の救急医療体制に関する第1次提言

平成17年11月

横浜市救急医療検討委員会

目 次

はじめに	1
第1次提言の要約	2
I 初期救急医療の充実	4
II 救急医療情報センターの機能強化と救急医療への 市民の理解促進	9
III 小児二次救急医療の充実	11
おわりに	13
検討経過	14
横浜市救急医療検討委員会委員名簿	15
横浜市救急医療検討委員会・専門部会員名簿	16

はじめに

横浜市の救急医療は、医療関係団体、医療機関の協力を得て、外来診療で帰宅できる初期救急医療、入院して治療が必要な二次救急医療、生命に危険がある重篤な患者に対応する三次救急医療を体系的・機能的に整備してきました。

しかし、人口構造や社会経済情勢、市民ニーズ等の変化に伴い、円滑な救急医療体制の運営を確保するうえで、多くの課題が顕在化してきています。

このため、将来に向けて、市民が安心して救急医療を受けられる体制の確立を目指し、現行の救急医療体制を踏まえて、緊急に改善すべき救急医療の課題、抜本的に改革すべき中・長期的な課題を明確にして、改善・改革の具体策をとりまとめ、横浜市の救急医療行政に反映することを目的に、横浜市救急医療検討委員会（以下「本委員会」という）が設置されました。

本委員会は、市長の付託を受け、平成17年7月から現在まで、委員会を6回・専門部会を7回開催し、検討が急務とされている夜間における初期救急医療のあり方と、小児救急医療の充実策を中心に議論を進めてきました。

救急医療の課題は山積しており、今後も引き続き議論を深めていく必要がありますが、平成18年度の予算編成が進められる中、これまで整理してきた考え方を第1次提言として取りまとめたものです。

今後、関係者の方々の協力を得ながら、本提言に示した施策の実現が図られることを期待します。

平成17年11月29日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市救急医療検討委員会
委員長 今井 三男

第1次提言の要約

I 初期救急医療の充実

1 桜木町夜間急病センターのあり方について

桜木町夜間急病センターは、救急医療体制が整備されてきたことや市民ニーズの変化等により、①患者は準夜帯に集中し深夜帯の患者数は少ない、②深夜帯の診療は、小児科医を中心とする医療スタッフの確保が困難な状況になりつつある、③深夜帯は準夜帯に比較して、入院・転送率が増加し、重症度の高い患者の割合が高くなるなどの現状がある。

2 桜木町夜間急病センターの深夜帯診療の継続について

桜木町夜間急病センターの現状から考察すると、深夜帯診療の継続には、解決困難な課題がある状況である。

3 桜木町夜間急病センターの今後について

準夜帯の診療については、従来どおり実施することが望ましいが、深夜帯については、市内の方面別に初期救急医療を担う病院を配置して対応することが望ましい。

4 「基幹病院」による深夜帯診療の充実

桜木町夜間急病センターの深夜帯診療の代替機能の確保にあたっては、365日深夜帯の小児科・内科の初期救急患者に対応できる病院を「基幹病院」として位置づけ、市内の方面別に配置して深夜帯の初期救急医療を提供していくべきと考える。

5 「基幹病院」の整備・基準

「基幹病院」において、1病院当たり4人以上の小児科常勤医が必要であり、小児救急拠点病院と基準を満たすことのできる病院を「基幹病院」として選定する。

II 救急医療情報センターの機能強化と救急医療への市民の理解促進

1 市民への相談機能の充実

市民の急病時等の問合せに対して、看護師が相談・助言を行うことにより、患者・家族の不安を軽減するとともに、適切な受療行動の促進を図ることが重要である。

2 医療機関の調整機能の強化

救急医療情報センターでは、市内の病院の的確な医療情報データを確実に収集し、市民に対応するとともに、各医療機関への患者搬送・受入れの円滑な実施を図っていくことが重要である。

3 市民への広報・啓発活動の推進

市民が救急医療に深い理解を持って、症状に応じて適切に医療機関を受診できるようにするために、パンフレット、チラシ等を作成し、市内医療機関及び生活に密着した場で啓発活動を行うとともに、インターネットの活用など、幅広い広報を展開する必要がある。

III 小児二次救急医療の充実

1 病院に勤務する小児科医の現状

少数の常勤小児科医が夜間・休日も含めて外来・入院診療にあたっていることから、他科の医師と比較して、頻回の日当直勤務や多大な超過勤務を行っており、小児科医の労働環境が過重となることで、小児科医の不足を招くという悪循環が生じているなどの現状がある。

2 質の高い救急医療の提供

小児救急医療は、不安を抱えた保護者の子育て支援的な側面があり、結果として軽症患者が多くなること、しかし、患者数はきわめて少ないが緊急的な重症患者も含まれているという2面性があり、救急患者の病状・病態を的確に診断し、適切な処置や病状に応じた速やかな搬送を行う等、質の高い救急医療の提供が求められる。

3 小児救急拠点病院の機能充実

質の高い救急医療を提供していくためには、24時間365日、2人以上の当直医を確保した「小児救急拠点病院」を方面別に整備し、二次救急医療需要に対応していくことが必要である。

常時2人以上的小児科医を確保するためには、1病院当たり11人以上的小児科常勤医が必要と考えられ、小児科医を「小児救急拠点病院」に集約化し、段階的に11人以上的小児科常勤医体制を実現することが必要と考える。

4 小児科医確保の役割分担

横浜市が主体的に、市立大学以外の大学医学部に対しも、小児救急拠点病院構想への理解促進と小児科医供給の協力要請を進めていくことが重要である。

5 機能充実に向けた横浜市の役割

横浜市においては、「小児救急拠点病院」の機能充実に必要十分な支援を実施することにより、喫緊かつ重大である小児救急医療の根本的な問題解決に責任を持って当たることが重要と考える。

Ⅰ 初期救急医療の充実

救急医療体制の整備を進めていく出発点として、本委員会では、救急医療を提供する市内唯一の「公の施設」であり、指定管理者制度の適用が予定されている「横浜市救急医療センター」のあり方から、考え方を整理することとしました。

1 桜木町夜間急病センターのあり方について

(1) 桜木町夜間急病センターの現状

昭和56年の開設当時は、年間の患者数は約2万人でしたが、徐々に市民の間に浸透・定着し、ここ数年間の患者数は5万人前後を推移しています。

多くの市民が受診する桜木町夜間急病センターですが、市内の二次・三次救急医療体制の整備により、開設当初のような心疾患、脳血管疾患等の重症患者の受診者が減少する一方で、少子化、核家族化や女性の社会進出等により、準夜帯を中心に時間外診療的な受診者が増加している傾向にあります。

(2) 準夜帯、深夜帯別の患者状況

平成16年度の患者実績について見ると、準夜帯（内科、小児科、耳鼻咽喉科、眼科）の患者数割合は約78%、深夜帯（内科、小児科）の患者割合は約22%となっています。

深夜帯まで診療している内科、小児科のみの比較でも、準夜帯約69%、深夜帯約31%と、準夜帯に患者が集中する傾向にあります。

また、準夜帯の内科、小児科の時間帯別患者数について見てみると、午後8時から午後10時までが約45%、午後10時から午前0時までが約24%と、準夜帯でも診療開始後の早い時間帯に患者が集中しています。

(3) 準夜帯、深夜帯別の入院・転送状況

内科、小児科の1日あたりの患者数は、内科は約42人（準夜帯約29人、深夜帯約13人）小児科は約51人（準夜帯約35人、深夜帯約16人）となっており、深夜帯の患者数は準夜帯の患者数の半数以下ですが、入院・転送した患者数の割合を見てみると、準夜帯の内科の8.6%、小児科の2.7%に対して、深夜帯の内科は12.8%、小児科は4.4%と、深夜帯については、患者数は少ないが入院・転送が必要な患者の割合が高くなる傾向にあります。

(4) 医療スタッフの確保

桜木町夜間急病センターは、医療関係団体の協力のもとに、市内の開業医を中心となって診療業務に従事することを基本として運営してきていますが、開業医が深夜帯診療を行うことは、翌日の自院での診療に大きな影響を及ぼすことから、桜木町夜間急病センターへの出勤医の確保が困難な状況になりつつあります。

特に小児科については、少子化や核家族化の進展、女性の社会進出などの影響により、小児救急医療需要は増大する一方で、小児科標榜医療機関やそこに勤務する小児科医は減少傾向にあり、深刻な問題となっています。

また、看護師についても、医療機関以外に老人保健施設や訪問看護ステーションなど、多様な職場が増加し、夜間専門に勤務する看護師の確保が難しくなってきています。

(5) 現状のまとめ

桜木町夜間急病センターは、昭和56年の開設当初からしばらくの間は、市内唯一の夜間の初期救急医療施設として、市内全域の市民を対象とする初期救急患者の対応はもとより、重症患者にも対応してきました。

しかし、医療提供体制・救急医療体制が整備されてきたことや市民ニーズの変化等に伴い、桜木町夜間急病センターは次のように変遷してきています。

- ① 北部、南西部夜間急病センターの整備により、市中心部の市民が主な対象となっていること。
- ② 患者は準夜帯に集中し、深夜帯の患者数は少ないとこと。
- ③ 準夜帯の患者は、時間外診療的な患者も混在しているが、市民に定着した施設であり、相当の患者数があること。
- ④ 深夜帯の患者数は少ないと、準夜帯に比較して入院・転送率が増加し、重症度が高い患者の割合が高くなること。
- ⑤ 深夜帯の診療は、小児科医を中心とする医師や看護師の確保が困難な状況になりつつあること。
- ⑥ 入院・転送患者の的確な診断に必要な医療機器や検査体制が十分でないこと。

2 桜木町夜間急病センターの深夜帯診療の継続について

桜木町夜間急病センターの現状から考察すると、

- ① 桜木町夜間急病センターが、今後も深夜帯の診療を継続していくためには、確実かつ安定的に医師・看護師の診療スタッフを確保する必要があります。
しかし、開業医や市立大学への医師の出勤協力の依頼や、看護師の求人募集等の努力を続けていますが、医師については、研修制度の変更により、市立大学からの出勤協力が難しくなってきており、また、看護師についても、就業形態が多様化し、夜間専門の業務を行う看護師の確保が難しい状況にあります。
- ② 診療スタッフが確保できても、深夜帯の患者数は少なく、効率的な運営が難しい状況となっています。
- ③ 深夜帯は、重症度が高い患者の割合が多くなることから、患者を的確に診断し、症状により適切な医療機関へ転送しなければなりませんが、入院を要すると診断された患者については、結果として、転送による時間的ロスが生じることとなります。

これらのことから、桜木町夜間急病センターの深夜帯診療の継続には、解決困難な課題がある状況であると考えることができます。

3 桜木町夜間急病センターの今後について

(1) 準夜帯の診療について

準夜帯については、桜木町・北部・南西部の市内3カ所の夜間急病センターが、方面別に各地域の救急ニーズに対応しており、それぞれ病院群輪番制参加病院と連携しながら、その役割を果たしています。

その中で、桜木町夜間急病センターは、主に市中心部の患者を中心に多くの患者を受け入れており、深夜帯診療のような課題は顕在化していないこと、また、市内唯一の耳鼻咽喉科・眼科の準夜帯初期救急医療施設でもあり、当面は継続して実施していく必要があります。

こうしたことから、準夜帯の診療については従来どおり実施することが望ましいと考えます。

(2) 深夜帯の診療について

深夜帯については、医療スタッフの確保が困難であり、かつ、患者数が少ないとから効率的な運営が望めない状況にあります。

また、患者数は少ないが、重症度が高い患者の割合が高くなることから、搬送による時間的ロスを軽減し、当初から、患者の居住地から近く、入院設備が整っている病院で診療を受けることが、より適切であると考えられます。

こうしたことから、重症患者を含む初期救急患者に迅速・的確に対応するためには、深夜帯については、方面別に初期救急医療を担う病院を配置して対応することが望ましいと考えられます。

4 「基幹病院」による深夜帯診療の充実

(1) 桜木町夜間急病センターの代替機能の確保

桜木町夜間急病センターの深夜帯診療の代替機能の確保にあたっては、市民サービスの低下を招くことなく、より満足度の高い救急医療体制としていくことが求められます。

全市的に身近なところで迅速な対応を図るために、桜木町夜間急病センターの代替施設として、365日深夜帯の小児科・内科の初期救急患者に対応できる病院を「基幹病院」として位置づけ、市内の方面別に配置することにより、深夜帯における初期救急医療を提供していくべきと考えます。

(2) 市内方面別の「基幹病院」での深夜帯初期救急医療の対応

「基幹病院」の選定に当たっては、24時間365日の小児二次救急医療対応病院として、すでに整備されている「小児救急拠点病院」の実績等の検証を進めながら、新たな選定基準を設けるべきと考えます。

また、現行の小児救急拠点病院についても、市民に対して必ずしも解りやすいものではないことから、

- ① 小児救急拠点病院の機能・役割をより明確化すること。
- ② 拠点病院の実績を検証・公表していくこと。
- ③ 市内病院の中から、病院の機能を精査して、拠点病院としての機能・役割に適合する病院を選定すること、

など、市民に対しての透明性を確保する必要があります。

こうしたことを基本に、実効性のある小児救急拠点病院として二次救急医療の拡充を図ることが必要であり、その上で、内科を含めた深夜帯の初期救急医療にも対応する「基幹病院」としての役割を果たすことが考えられます。

これにより、深夜帯の初期救急医療は、現在の桜木町夜間急病センターの1カ所から、複数の病院が分散して対応することが可能となるとともに、入院が必要な患者に迅速に対応することができるようになります。

5 基幹病院等の整備・基準

(1) 基幹病院の整備

「基幹病院」において、深夜帯に受け入れた小児科の入院患者を、翌日以降も小児科常勤医が責任をもって診療にあたることを可能とするためには、1病院当たり4人以上の小児科常勤医が必要になるものと考えられ、このことは、「横浜市救急医療懇談会」報告書（平成16年3月）にも盛り込まれています。

既にこの基準を満たして2次救急医療に対応している6つの「小児救急拠点病院」は、深夜帯初期救急医療における「基幹病院」としても位置づけることが可能です。

6つの「小児救急拠点病院」については、専門部会のヒアリングにおいて、深夜帯の初期救急医療に対応できることを確認しております。

しかしながら、現在の小児救急拠点病院は、夜間・休日の救急医療対応について、小児科医1人勤務を基本としており、一時期に複数の患者に対応するうえで、必ずしも十分な体制とはなっていません。

このため、拠点病院以外にも、基準を満たすことのできる病院を「基幹病院」として選定し、入院が必要な場合でも迅速な対応が受けられる体制を確保することが求められます。

なお、「基幹病院」として必要な小児科医を安定的に確保することのできる病院は、それほど多くはないと考えられることから、「基幹病院」をバックアップするため、特定の日（曜日）に、主に外来診療を中心にしつつ入院が必要な患者への対応も行うことのできる病院を「協力病院」として位置づけることで、支援体制を充実することが必要と考えられます。

内科の深夜帯の初期救急医療対応については、

- ① 現在の「小児救急拠点病院」が、すでに24時間365日、二次の内科救急医療を実施していること、
- ② 小児科の体制を組むことが可能な「基幹病院」であれば、通常、内科についても十分な体制を有していること、

が確認されており、深夜帯における小児科初期救急医療に対応できる病院は、内科についても対応が可能と考えられることから、内科の深夜帯初期救急医療についても、小児科と合わせて「基幹病院」による対応を図っていくことが妥当と考えられます。

また、現在の桜木町夜間急病センターの患者数実績を見てみると、内科の患者は、小児科の患者に比べて総数ではやや少ないものの、転送・入院が必要な患者の割合は小児科よりも高くなっていることなどから、内科についても「協力病院」による支援体制が必要なものと考えられます。

(2) 基幹病院等の基準

ア 基幹病院の基準

医師数		夜間の診療体制の基準	
小児科	常勤医師 4人以上 (選定基準)	体制	常勤医師1人又は非常勤医師1人
		役割	外来診療の救急患者に対応するとともに、入院が必要な患者には、病院の当直体制と協力して対応できる
内科	夜間における 外来担当医師 を1人以上配 置	体制	常勤医師1人又は非常勤医師1人
		役割	呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、神経内科、腎臓内科等を専門とする医師の院内オンコール（場合によつては院外オンコールを含む）により、入院が必要な患者に対応できる

- ・小児科については、外来診療で救急医療に対応できる小児科医を1名以上配置するとともに、入院患者にも対応できる体制とします。また、入院患者に翌日、常勤小児科医が対応できることとします。
- ・内科については、外来診療で内科の初期救急患者の一般的診断・治療に対応する医師を1名以上配置するとともに、入院患者にも対応できる体制とします。また、患者の病状により、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、神経内科、腎臓内科等の専門分野の診断・治療・入院対応等が必要な場合には、外来担当医師以外の医師の協力が得られる体制とします。

イ 協力病院の基準

夜間の診療体制の基準		
夜間における 外来担当の 小児科・内科 医師を各1人 以上配置	体制	常勤医師、非常勤医師、オンコール医師の組み合わせ
	役割	特定の日（曜日）に、主に外来診療を中心とした診療を行うが、入院が必要な患者への対応も可能

- ・「基幹病院」による深夜帯初期救急医療提供のバックアップのため、協力病院による支援体制を確立します。
- ・救急医療情報センターでの市民の問合せに対し、情報提供することとします。

6 基幹病院の評価及び公表

市民参加により、「基幹病院」の実績を検証等し、評価及び公表を行っていく必要があります。また、その他の救急医療事業についても評価及び公表の検討が必要です。

II 救急医療情報センターの機能強化と救急医療への市民の理解促進

桜木町夜間急病センター深夜帯診療のとり止めに伴い、その代替機能としての「基幹病院」による、深夜帯の初期救急医療の提供体制を構築するとともに、一方、医療の受け手である市民が、救急医療に深い理解を持って、救急医療制度を利用し、適切な受療行動による医療機関の受診が促進されるよう、救急医療情報センターの機能強化を図る必要があります。

1 市民への相談機能の充実

市民の急病時やケガ等の問い合わせに対して、医療職（看護師）が、応急処置方法や家庭での見守り方法、受診の必要性等について、相談・助言を行うことにより、患者・家族の不安を軽減するとともに、適切な受療行動の促進を図ることが重要と考えます。

（1）医療職（看護師）の対応の強化

救急医療情報センターでは、現行18時から23時まで、看護師が1名体制で、市民からの問い合わせに対応していますが、対応時間や人員体制の拡充（夜間の時間延長や休日昼間の対応及び複数体制での対応）を図る必要があります。

看護師の対応の実績を検証しながら、医師による看護師のバックアップ体制について検討する必要があります。

（2）相談・助言内容の充実

現行では、看護師の業務の範囲が限られているため（適切な診療科目の案内、熱発、軽易な外科系のケガ等の応急処置等の助言）、家庭での見守り方法や受診の必要性等の相談・助言ができるよう、業務範囲を拡充する必要があります。

2 医療機関の調整機能の強化

（1）データ通信機器の充実

救急医療センターの救急医療情報システムは、県のシステムの一環であり、システム構築からかなりの年月を経過しています。

このため、救急医療情報のデータ通信は、旧式の通信機器を使用しており、現在の情報化社会にはそぐわなくなっていることから、県と調整し、医療関係団体のシステムの活用も含め、機器の更新とシステムの再構築を検討する必要があります。

（2）医療機関の調整

救急医療情報センターでは市内の病院から、診療応需状況、空床状況、手術の可否等の救急医療情報データの提供を受け、市民からの問い合わせに対応していますが、病院からのデータの的確な報告・更新が行われないこともあります。

今後は、的確なデータを確実に収集して、市民に対応するとともに、データに基づく各医療機関への患者受け入れ依頼と調整を行うことにより、診療所と病院間、病院相互の患者搬送・受け入れの円滑な実施を図っていくことが重要であると考えます。

3 市民への広報・啓発活動の推進

医療機関が、救急患者の病状・病態を的確に診断し、適切な処置や病状に応じた速やかな搬送につなげるためには、医療機関が的確な診断技術の向上を図るとともに、医療機関への救急患者の集中を緩和する必要があります。

このためには、市民が救急医療に深い理解を持って、症状に応じて適切に医療機関を受診できるようにするための取り組みが大切であり、医療機関・医療関係団体・行政が、積極的に医療情報を提供するとともに、病気や薬等に関する知識、急病時等の応急処置方法、症状に応じた受診方法などについて、広報・啓発活動を進めていくことが求められます。

具体的には、パンフレット、チラシ等を作成し、市内医療機関及び生活に密着した場（乳幼児健診等の活用）で啓発活動を行うとともに、インターネットの活用など、幅広い広報を展開していくべきです。

また、次のような視点により、広報活動を実施し、市民への周知・啓発を図っていくことが重要と考えます。

- ア 子どもだけではなく、成人、高齢者も含めた救急医療の現状を伝えていく。
- イ 急増している高齢者の救急医療の現状・課題についての広報・啓発を行う。
特に救急車の適正な利用に関する啓発を行う。
- ウ 救急医療はどこへ行けば受診できるのか等、市民の視点に立った広報を実施する。
- エ 救急医療は重症度の高い患者から診療を行うなど、救急医療現場の実態等についての啓発を行う。
- オ 市職員やボランティア等により、直接市民に接して救急医療の啓発活動を行う。
- カ すべての広報・啓発活動について、繰り返し、継続的に実施していく。

III 小児二次救急医療の充実

「基幹病院の整備」の項で指摘したように、現在の小児救急拠点病院の体制基準は、必ずしも十分ではありません。

桜木町夜間急病センター深夜帯診療の代替機能としての体制を確立しながら、併せて、小児救急医療体制の充実策も講じていく必要があります。

1 病院に勤務する小児科医の現状

現在、横浜市の小児二次救急医療は、24時間365日の受入体制をとる小児救急拠点病院と小児科病院群輪番制参加病院が連携して、夜間・休日の診療を行っています。

しかし、病院においては、小児科医の不足が深刻化している中で、少数の常勤小児科医が、診療時間内はもとより、夜間・休日も含めて外来・入院診療にあたっていることから、他科の医師と比較して、頻回の日当直勤務や多大な超過勤務を行っており、小児科医の労働環境が過重となることで、小児科医の不足を招くという悪循環が生じているなどの現状があります。

小児科医は、増大傾向が続く小児救急患者に迅速に対応するとともに、希に含まれている重症患者に対して、的確な診断や適切な処置等を行うことが求められます。

小児救急医療の特徴に対応して、質の高い救急医療を提供していくためには、夜間勤務の翌日は休日とすることや超過勤務の縮減など、小児科医が良好な労働環境の中で診療を行うことが重要です。

2 質の高い救急医療の提供

小児救急医療は、成人の救急医療と大きく異なる面があり、その特徴は、救急患者が必ずしも医療的に救急とは限らず、不安を抱えた保護者の子育て支援的な側面があり、結果として軽症患者が多くなること、しかし、患者数はきわめて少ないが、高次医療を必要とする緊急的な重症患者も含まれているという2面性を持っています。

このため、最初に診療する医療機関は、多くの救急患者に対して、緊急的な重症患者が含まれていることを念頭におきながら、救急患者の病状・病態を的確に診断し、適切な処置や病状に応じた速やかな搬送を行うなど、質の高い救急医療の提供が求められます。

3 小児救急拠点病院の機能充実

小児科医が過重な勤務とならない、良好な労働環境の中で、質の高い救急医療を提供していくためには、教育・養成機関や医療機関等の協力のもとに、安定した医師の供給システムを構築することにより小児科医を確保し、24時間365日、2人以上の当直医を確保した「小児救急拠点病院」を、地域の人口や交通の利便性等の実情に合わせて、方面別に整備することで、二次救急医療需要に対応していくことが必要です。

「小児救急拠点病院」において、常時2人以上の小児科医を確保し、時間外に入院した患者について、翌日以降も小児科常勤医が責任をもって診療にあたることを可能とするためには、1病院当たり11人以上の小児科常勤医が必要になるものと考えられます。

このため、現在の小児科医の需給状況や病院の経営に与える影響等を考慮しながら、小児科医を「小児救急拠点病院」に集約化し、段階的に、11人以上の小児科常勤医体制を実現することが必要と考えられます。

具体的には、横浜市立大学による小児科医の供給と併せて、現在の「小児救急拠点病院」の経営努力等により、平成18年度には小児科常勤医8名以上の体制を整えることとし、平成19年度以降に、順次11名以上の体制に移行することが必要です。

4 小児科医確保の役割分担

1病院当たり11人以上の小児科常勤医を確保するためには、現在の横浜市立大学による小児科医の供給を増員していくとともに、横浜市が主体的に、現在の6か所の小児救急拠点病院や医療関係団体とも連携して、市内の病院に小児科医を供給している、市立大学以外の大学医学部に対しても、横浜市の「小児救急拠点病院構想」への理解促進と小児科医供給の協力要請を進めていくことが重要です。

5 機能充実に向けた横浜市の役割

現在、横浜市では、「小児救急拠点病院」での24時間365日小児科医の確保に対して補助金による支援を行っておりますが、小児科常勤医11名以上体制への機能充実を進めるためには、横浜市の主体的な小児科医確保の努力とともに、各拠点病院の経営を考慮した財政的な支援の充実は欠かすことができないものと考えます。

今後、横浜市においては、小児科常勤医11名以上の「小児救急拠点病院」について、必要な病院数及び地理的配置や、各拠点病院の経営に対する影響、採算性等の検証を行い、「小児救急拠点病院」の機能充実に必要十分な支援を実施することにより、喫緊かつ重大である小児救急医療の根本的な問題解決に責任を持って当たることが必要と考えられます。

おわりに

1 今後の検討課題

今回とりまとめた本委員会の提言内容は、横浜の救急医療が抱える課題のすべてに応えるものではありません。しかしながら、短い検討期間の中で、初期救急医療のあり方、小児救急の拡充策を中心に、有意義な意見交換が行われ、今後、議論を本格化すべき課題も、いくつか具体化されてきました。

小児救急拠点病院への小児科医の集約化をめぐっては、産科をはじめ、診療科ごとに、医療スタッフを確保するための厳しい現実が指摘されるとともに、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科など、当直体制を組んでいる医療機関を把握できるシステムになっていないことも、今後の検討課題として浮き彫りになりました。

本委員会は、平成18年度の改革に向けた第一次提言を取りまとめましたが、これまで6回にわたる議論を踏まえて、次の検討課題を中心に、引き続き協議をすすめ、あらためて提言させていただくこととします。

<初期救急医療体制について>

- 休日急患診療所のあり方について
- 市南部方面への夜間急病センターの整備について

<二次救急医療体制について>

- 病院群輪番制参加病院の機能評価について
- 市民生活の実情に即した救急医療圈について
- 脳血管疾患など、疾患別の救急医療体制について
- 周産期センターを含む母胎・新生児救急の連携について

<三次救急医療体制について>

- 救命救急センターの配置について
- N I C Uと後方病床の確保及び連携について

2 国等への働きかけ

小児救急医療を充実するための方策として、本委員会は、小児救急拠点病院への小児科医の集約化と、行政による財政的支援の必要性を提言しました。切実な市民ニーズに応えるとともに、疲弊する医療スタッフを守るうえで、この提言が具体化されれば、横浜市が全国のモデルとなることは、間違いないことと考えられます。

しかしながら、こうした小児科医不足を招いた要因は、必ずしも横浜市や横浜市民にあるとは考えられません。国の政策誘導にも大きな責任があると考えます。地方自治体が、住民のために、必要な財政措置を講じつつ、国や関係機関に現状の改善を求める働きかけを積極的に行っていくべきと考えます

横浜市救急医療検討委員会の検討経過

委員会等	開催日	検討内容等
第1回委員会	平成17年 7月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長、副委員長の選出 ・救急医療関係の統計資料等説明 ・救急医療の課題提示 ・課題の対応について総論的に検討
第2回委員会	平成17年 8月 3日	<ul style="list-style-type: none"> ・初期救急医療の課題について ・小児救急医療の充実について
専門部会	8月12日、8月22日、8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・桜木町夜間急病センターのあり方について ・深夜帯の初期救急医療について ・救急医療情報センターの機能強化について
第3回委員会	平成17年 8月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会報告「桜木町夜間急病センターの深夜帯診療の廃止と拠点病院での深夜帯の初期救急患者の対応について」
専門部会	9月 7日、9月12日、9月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹病院の基準と救急医療情報センターの機能強化について
第4回委員会	平成17年 9月21日	<ul style="list-style-type: none"> 専門部会報告「基幹病院の基準と救急医療情報センターの機能強化について」(継続して検討)
専門部会	10月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療に関する市民への広報・啓発活動の推進について
第5回委員会	平成17年10月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会報告「基幹病院の基準と救急医療情報センターの機能強化について」 「救急医療に関する市民への広報・啓発活動の推進について」 ・小児救急拠点病院の充実について
第6回委員会	平成17年11月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の第1次提言（案）について

横浜市救急医療検討委員会委員名簿

(五十音順：敬称略)

氏名	選出区分	現職・履歴等
今井 三男 いまい みつお	医療関係団体	市医師会長
荏原 光夫 えんばら みつお	医療関係団体	市病院協会会长
越智 登代子 おち とよこ	市民	ジャーナリスト
加藤 達夫 かとう たつお	市立病院・地域中核病院	聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院長
坂田 壽衛 さかた ひさえい	医療関係団体	市病院協会副会長
塩原 和夫 しおはら かずお	医療関係団体	市病院協会理事
島崎 修次 しまざき しゅうじ	有識者	杏林大学教授(救急医学) 前日本救急医学会理事長
杉山 貢 すぎやま みつき	市立病院・地域中核病院	横浜市立大学附属市民 総合医療センター病院長
鈴木 敦秋 すずき のぶあき	有識者	読売新聞本社社会保障部 記者
鈴木 理文 すずき まさふみ	市立病院・地域中核病院	横浜市救急医療センター 長
高井 佳江子 たかい かえこ	有識者	弁護士
新納 憲司 にいのう けんじ	医療関係団体	市医師会副会長
古谷 正博 ふるや まさひろ	医療関係団体	市医師会常任理事
松岡 美子 まつおか よしこ	市民	よこはま・子どものこころとからだを紡ぐ会代表
水野 恭一 みずの きょういち	有識者	横浜市小児科医会会长
宮川 政昭 みやかわ まさあき	有識者	横浜内科学会会长
山本 修三 やまもと しゅうぞう	有識者	日本病院会会长
横田 俊平 よこた しゅんぺい	有識者	横浜市立大学医学部教授 (発生成育小児医療学)
渡辺 古志郎 わたなべ こしろう	市立病院・地域中核病院	横浜市立市民病院長

横浜市救急医療検討委員会・専門部会員名簿

(五十音順：敬称略)

氏 名	選 出 区 分	参加専門部会
越智 登代子	市民	第1回～第7回専門部会
坂田 壽衛 (部会長)	医療関係団体	第1回～第7回専門部会
鈴木 理文	市立病院・地域中核病院	第1回～第7回専門部会
新納 憲司	医療関係団体	第1回～第7回専門部会
松岡 美子	市民	第7回専門部会
水野 恭一	医療関係団体	第1回～第7回専門部会
宮川 政昭	医療関係団体	第4回～第6回専門部会